

令和8年度空き家5（ファイブ）戦略事業 発信・横展開業務

公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

（1）委託業務名

令和8年度空き家5（ファイブ）戦略事業 発信・横展開業務

（2）業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

（3）業務期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

（4）委託料の上限

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税及び地方消費税の取扱いについて、原則として税率（10%）を適用するものとする。

2 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3 スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールの概要は、以下のとおりとする。

また、スケジュールは、状況により変更する場合がある。その際は、徳島県ホームページで周知する。

日 程（予定）	内 容
令和8年 8月28日（金）	・ 募集の公告及び募集要領等の公表
9月 4日（金）	・ 募集要領等に関する質問受付締切
9月 9日（水）	・ 質問に対する回答・公表
9月14日（月）	・ 提出書類の受付締切
9月下旬（予定）	・ 選定委員会による審査
9月下旬（予定）	・ 選定結果の通知・公表

4 参加資格

（1）基本的要件

応募者（複数法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はすべての構成員）とする。なお、③、④及び⑤項の要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

②募集の公告日から契約日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の

者でないこと。

③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

④暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

⑤役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

⑥会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑦清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。

⑧私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

⑨労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

⑩特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

⑪事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等に未納がないこと。

⑫県内に本社又は事業所を有する等、緊急時の対応が可能な体制をとることができる者であること。

⑬手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

⑭建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項又は第５項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。

（２）専門的知識等に関する要件

①本業務を的確に遂行するために人員が適正に配置されていること。

②本業務に係る経費の支出について適正な処理を行うための体制が整備されていること。

５ 質問の受付

（１）受付期間

公募開始日から令和8年9月4日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く。）

（2）提出方法

質問書（様式第5号）に記載の上、電子メールにて提出すること（電子メール以外の方法によるものは受付けない。）。提出後は、必ず電話にてメール着信の確認を行うこと。

（3）提出先

徳島県県土整備部住宅課 民間住宅支援担当

E-mail：juutakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2597

（4）質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

6 参加方法

（1）募集要領等の配布

配布期間：公募開始日から令和8年9月14日（月）まで

配布場所：徳島県ホームページからダウンロードするものとする。

（2）提出書類

公募型プロポーザルに参加する場合は、令和8年9月14日（月）午後5時（必着）までに、次表の提出書類を作成し、提出すること（ただし、土・日・祝日を除く。）。書類の大きさはA4版とする。

（3）提出方法

持参、郵送又は宅配便（特定記録郵便等追跡可能な方法とすること。）により提出するとともに、メールにて電子データ（PDF形式）も提出すること。

また、紙媒体は、1部毎にクリップ等でまとめて提出すること。

（4）提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階

徳島県県土整備部住宅課 民間住宅支援担当（事務局）

電話：088-621-2597 ファクシミリ：088-621-2871

E-mail：juutakuka@pref.tokushima.lg.jp

表

提出書類	様式	部数	
		紙媒体	電子媒体
①参加申込書	第1号	1部	不要
②提案者の概要及び業務実績	第2号		
③企画提案書※	第3号	8部	1部
④業務に係る経費の見積書※	第4号		メールにて 電子データ （PDF形式） で提出

⑤添付書類（コンソーシアムの場合、構成員すべて） （ア）法人の場合は登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し （イ）会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） （ウ）直近2期分の決算書又はこれに類する書類 （エ）未納がないことの証明書（国税・県税） （オ）コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）		1部	不要
--	--	----	----

※③企画提案書及び④業務に係る経費の見積書について、8部のうち7部は社名及び社名を類推できる表現のないものを提出すること。

7 公募型プロポーザル参加に際しての注意事項

次のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、徳島県からその旨を通知する。

- （1）選定委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- （2）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （3）参加資格の要件を満たしていない場合
- （4）提出書類又は審査書類に虚偽の内容を記載した場合
- （5）見積金額が1（4）に示す委託料上限額を超過する場合
- （6）本募集要領に違反すると認められる場合
- （7）応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- （8）企画提案書等の内容が各種法令等に違反している場合
- （9）その他不正な行為があったと県が認めた場合

8 審査の方法等

- （1）県が設置する選定委員会において、書類審査を行い選定する。なお、選定委員会は非公開とする。
- （2）審査書類の評価は、書面審査を基本とする。選定委員会から質問がある場合は、回答期間を設定し、質問状を送付する。
- （3）評価結果
 - ①評価結果は、審査書類を提出した全ての者に書面で通知するとともに、優秀提案者の名称を徳島県ホームページにて公表する。
 - ②審査の経緯については公表しない。
 - ③選定等に関する照会には一切応じない。
 - ④選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- （4）評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

① 4に記載する参加資格を満たさない場合

② 提出書類等に虚偽の記載があった場合

③ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(5) 応募者が1者であった場合の取扱い

各テーマにおいて応募者が1者であった場合は、その審査書類を選定委員会において評価した上で、委員同士の議論によって採否を決定する。

(6) 審査基準

次の項目により審査する。なお、審査基準の配点等に関する質問は受け付けない。

審査項目	審査の着目点
業務従事者の配置計画	・業務の遂行に必要な人員・体制が確保されているか。
業務全体のスケジュール	・業務スケジュールが具体的で、業務期間内に確実に実行できる内容となっているか。
業務内容及び実施方法	・事業の内容について、目的と趣旨を踏まえた、具体的に効果的な提案となっているか。 ・実現可能なものであるか。
経費の見積	・提案内容に対して経済的な積算となっているか。
業務実績	・過去に類似の業務を実施した実績又は知見を有しており、確実な履行が期待されるか。

(7) 総合評価点が満点の6割を下回る参加者は、選定しない（優秀提案者とししない）。

9 契約の締結

(1) 選定委員会が選定した優秀提案者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約金額は原則として、当該優秀提案者が提出した見積書の金額以内とする。

(3) 優秀提案者となった者は、徳島県知事から、その旨の通知を受けた後、速やかに契約を締結する。業務内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、徳島県と契約予定者が業務内容・見積り等の協議を行い決定する。この協議の際に企画提案書の内容を一部変更することがある。

(4) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約内容については、徳島県と契約予定者が協議して定める。

(5) 優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する場合がある。

10 その他

(1) 審査書類等の作成及び提出等に要する一切の費用は、応募者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出

を求める場合がある。

- (3) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は全て応募者が負うこと。
- (5) 提出された企画提案書、その他書類は、本業務の業者選定以外に応募者に無断で使用しない。ただし、優秀提案者として選定された応募者の企画提案書は公開することを前提とし、それ以外の者の企画提案書を公開する場合には、事前に応募者の同意を得ることとする。
- (6) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

1 1 問い合わせ先

徳島県県土整備部住宅課 民間住宅支援担当
電話：088-621-2597 ファクシミリ：088-621-2871
E-mail：juutakuka@pref.tokushima.lg.jp